

**最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）等
 に対して提出された意見及び総務省の考え方
 （令和4年11月28日～12月27日）**

| No. | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|-----|-------|--|-----------------------------------|------------------|
| 1 | 個人 | <p>国民審査の投票用紙の様式について、在外投票及び洋上投票においては、分離記号式を採用する関係で告示番号が法定記載事項となっているところ、国内の有権者の投票においても、告示番号を併用した方が、円滑な投票に資する点で有用であるから（裁判官の罷免を可とするか否かを審査広報等で事前に吟味しておく場合に、投票所へ向かう際は告示番号の数字を記憶しておくだけで済み、投票者の負担が軽減される点及び同姓同名の裁判官が同時に審査対象となっている場合に、裁判官の同定を可能にする点）、国内の国民審査投票用紙にも、氏名と告示番号を併記すべきである。</p> <p>また、報道及び国会における改正法の審議において、点字投票の場合は罷免を可とする裁判官の氏名を一人ずつ打たなければならない、そのことが投票の秘密（憲法第15条第4項準用）の観点から問題となっている旨の指摘があったことから、それへの対応として、点字投票において、罷免を可とする裁判官の告示番号の数字を打った場合は、氏名を打ったものとみなす規定を設けるか、告示番号の数字を打った投票も有効票として取り扱うよう通達等で見解を示すべきである。</p> | <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |

| | | | | |
|---|----|---|-----------------------------------|---|
| 2 | 個人 | <p>在外投票について、投票行為自体にインターネットを活用する点については、技術面での検討にまだ時間を要すると思うが、差し当たり在外投票をするための以下の手続きに関して、手続きに要する時間の短縮の観点から、デジタル技術の導入を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外選挙人名簿への登録申請手続きをマイナポータルで行うことを可能にすること。 ・郵便投票等の投票用紙の請求手続きについては、本人確認にマイナンバーカードの署名用電子証明書やビデオ通話システムを活用することによって、郵送の手間をなくすこと。(投票をする際に要する1往復半の郵便のやり取りを1往復に削減すること。) | <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 3 | 個人 | <p>「日本国憲法」や「日本の法令等」により裁きを行う最高裁判所裁判官の国民審査ですが、外国におられる在外選挙人の皆さんが直接適用を受けるのでしょうか。</p> <p>特に衆議院議員総選挙は、小選挙区と比例代表の選挙を行ったうえで国民審査を行うわけですが、国民審査までを一度に投票するにも、開票するにも苦勞されていると思います。</p> <p>過去に国民審査によって罷免された最高裁判所裁判官はいないと聞きます。</p> <p>果たして本当に「国民審査」そのものが必要なのか、とても疑問です。</p> | <p>御意見として承ります。</p> | 無 |

【意見提出 3件】